

江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例(平成24年江府町条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の減免)

第2条 条例第6条に規定する分担金の減額又は免除(以下「減免」という。)の対象となる者は、定住促進及び産業振興を目的に、町内に住民票がある個人又は事業所が町内に所在し登記されているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住居又は事業所(借家等の場合、所有者の同意得たものに限る)に条例別表に定める新設工事をしようとする者。ただし、3年以内に既存の光回線を廃止した者は除く。
- (2) 住居又は事業所の解体及び改修のため、条例別表に定める撤去工事及び仮設(一時移転)に必要な工事をしようとする者。
- (3) 町長が特に認めた者。

2 同条第1項の規定により分担金の減免を受けようとする者は、条例別表に定める工事を行うまでに分担金減免申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、各種工事開始までに江府町に住民票を要する者は不要とする。

3 同条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は免除対象外とする。

- (1) 町税の滞納があるもの
- (2) 記載内容に虚偽その他不正な行為が認められたもの
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接につながりのあると認められるもの
- (4) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人又は精算人(以下「役員等」という。)が、暴力団員等(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)であると認められるもの
- (5) その他町長が不相当と認めるもの

4 町長は、同条第2項の申請があったときはその内容を審査し、その結果を当該申請者に分担金減免決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

5 分担金を減免する額は、別表のとおりとする。

(免除の取り消し)

第3条 工事開始までに第2条第3項に該当することが判明した場合、分担金減免決定通知書(様式第2号)にて決定した後であっても、免除を取り消すこととする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	減免額等
第2条第1項第1号から第2号に該当する者	免除(上限20万円)/申請事
第2条第1項第3号に該当する者	町長が別に定める額

様式第1(第2条関係)

減免申請書

様式第2(第2条関係)

減免決定通知書